

# 令和5年第3回定例会

( 第2日 )

令和5年9月6日

令和5年第3回平川市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程（第2号）令和5年9月6日（水）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- 1番 水 木 悟 志
- 2番 葛 西 厚 平
- 3番 小 野 誠
- 4番 北 山 弘 光
- 5番 葛 西 勇 人
- 6番 山 谷 洋 朗
- 7番 中 畑 一二美
- 8番 石 田 昭 弘
- 9番 石 田 隆 芳
- 10番 工 藤 秀 一
- 11番 福 士 稔
- 12番 佐 藤 保
- 13番 原 田 淳
- 14番 桑 田 公 憲
- 15番 齋 藤 剛
- 16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

- |              |         |
|--------------|---------|
| 市 長          | 長 尾 忠 行 |
| 副 市 長        | 古 川 洋 文 |
| 教 育 長        | 須々田 孝 聖 |
| 選挙管理委員会委員長   | 大 川 武 憲 |
| 農業委員会会長      | 今 井 龍 美 |
| 代表監査委員       | 鳴 海 和 正 |
| 総務部長兼健康福祉部理事 | 對 馬 謙 二 |
| 財 政 部 長      | 對 馬 一 俊 |
| 市民生活部市民課長    | 長 尾 陽 子 |
| 健康福祉部長       | 工 藤 伸 吾 |
| 経 済 部 長      | 田 中 純   |

建設部長	原田茂
教育委員会事務局長	一戸昭彦
平川診療所事務長	齋藤恒一
会計管理者	古川聡子
農業委員会事務局長	小笠原健
選挙管理委員会事務局長	佐藤崇
監査委員事務局長	小田桐功幸

○出席事務局職員

事務局長	小野生子
総務議事係長	河田麻子
主事	佐藤吏
主事	佐藤日向子

○議長（石田隆芳議員） 皆さん、おはようございます。

市長より、市民生活部長が、本日から3日間、会議を欠席する旨の報告がありました。代理として、市民課長が出席することを許可しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

本定例会における、一般質問者は11名であります。通告された全議員が一問一答方式を選択しております。質疑応答の時間は、1時間以内とします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問通告一覧表の内容と関連のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても同様の答弁をお願いします。

次に、発言の許可についてですが、議員は最初の質問を行う際に、挙手した上で議席番号を教えてください。次の質問からは、議席番号は省略して結構でございます。また、特別職を除いた理事者は、挙手した上で職名を告げ、議長の許可を得てから発言されまじようお願いします。

本日は、一般質問通告一覧表の第1席から第4席までを予定しております。

第1席、13番、原田 淳議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（原田 淳議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 原田 淳議員の一般質問を許可します。

○13番（原田 淳議員） ただいま、議長より一般質問の許可をいただきました、第1席、議席番号13番、ひらかわ市民クラブの原田 淳です。議員の改選後の初めての定例会の一般質問の第1席となり、誠に光栄に思っております。

今年の夏は、異常とも言える暑さとなり、全国では野菜が高温による被害を受けていると報道されております。本市においても、これから稲刈り、りんごの収穫となりますが、体温よりも暑い日差しにより、その猛暑被害が懸念されるところでございます。

それでは、通告どおり質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

1 原油価格、物価高騰の影響を受けている市民へ経済的支援について。

（1）原油価格の高騰により、高齢者世帯・ひとり親世帯等を対象に灯油購入費（福祉灯油代）として支援すべきと考えるが、市当局の考え方について伺います。

このことについては、昨年12月議会においても、原油高騰により、高齢者世帯、ひとり親世帯等に灯油代（福祉灯油代）とし、一部助成していただきたいということでお願いをしたところ、住民税非課税世帯約3,800世帯を対象に、1世帯当たり1万円を支給していただきました。

令和4年度福祉灯油購入費助成事業の実績を教えてください。

（2）ガソリン価格の15年ぶりの高騰により生活必需品等の高値の影響を受けている市民を対象に、経済的支援を行う考えがあるのかどうか伺います。

先日、ある新聞によりますと、青森市では物価高騰対策として、市民1人当たり3,000

円の商品券を配布すると報道がありました。

長引く原油価格、物価高騰の影響は、生活困窮者のみならず、一般市民へも相当大きな負担となっており、全市民に対する経済的支援を早期に実施するべきと考えるが、市の見解を伺います。

**○議長（石田隆芳議員）** 市長、答弁願います。

**○市長（長尾忠行）** おはようございます。

原田 淳議員の御質問のうち、私からは、全市民に対する経済的支援についてお答えをいたします。

現在、世界規模の物価高騰が見られる中、我が国においては、円安の進行とも相まって、日常生活に密接なエネルギーや食料品等の価格上昇が続いております。

こうした事態に対し、国では、昨年4月に取りまとめたコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策に基づき、燃油価格の高騰の抑制や、低所得の子育て世帯に対する給付など、消費者の負担を軽減する施策が実施されております。

さらに、地方公共団体が、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設されました。

市では、この交付金を活用し、物価高騰により経済的な負担増に直面する市民や事業者を対象とした経済的支援として、水道基本料金を減免・助成する水道基本料金減免等事業について、先般、6月議会の追加提案で御承認いただき、9月請求分から開始となります。

しかしながら、世界的な物価高騰は依然として予断を許さない状況であることから、市民の命と暮らしを守るため、原油価格・物価高騰対策につきましても、国・県の動向を注視しながら、引き続き対応してまいりますので、御理解をよろしく願いいたします。

このほかの質問については、健康福祉部長から答弁させます。

**○議長（石田隆芳議員）** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長（工藤伸吾）** 私からは、令和4年度の福祉灯油購入費助成事業の実績についてお答えいたします。

当初は1世帯当たり1万円で、対象世帯数を3,800世帯と見込みましたが、対象世帯を精査した結果、3,334世帯、3,334万円となりました。実績といたしましては、3,311世帯に3,311万円を支給いたしました。

**○議長（石田隆芳議員）** 原田 淳議員。

**○13番（原田 淳議員）** まずもって、(1)の再質問に入ります。

対象世帯数が、当初3,800世帯であったが、3,334世帯、そのうちの3,311世帯に給付支援したとということですよ。その事業費が3,311万円ということ。この予算の根拠を教えてください。

**○議長（石田隆芳議員）** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長（工藤伸吾）** 予算の根拠、財源についてお答えいたします。

当初は一般財源を予定してございましたが、その事業費の約半分が特別交付税で措置されております。

○議長（石田隆芳議員） 原田 淳議員。

○13番（原田 淳議員） 半分は市の予算で独自で支援したと。あと半分は交付税で対応したということのようです。

当市の全世帯、約1万世帯、そのうちの非課税世帯が3,357世帯、約34%となっており、非常に多いという印象。多くの市民においては、大変厳しい生活環境にあるのではないかと考えております。

令和4年度の福祉灯油事業では、実績世帯数は3,311世帯であったと。そのうち、申請をしなかった世帯は、どのような理由があったのか、分かっていたら教えてください。また、申請しなかった世帯に対しての、市の行った対応について教えてください。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 申請をしなかった世帯数と、その理由についてお答えいたします。

令和4年度福祉灯油購入費助成事業については、国の令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給決定を受けた世帯を対象に、1世帯当たり1万円を支給しております。

対象世帯の世帯主宛てに支給のお知らせを送付し、期日までに口座変更の届出や受給拒否の申出がなければ、給付金の支給登録口座に振り込み手続を行う、いわゆるプッシュ型の支給方法としたため、申請は不要としておりました。

なお、その結果的に支給されなかった23世帯の内訳につきましては、死亡等により申出期間終了までに消滅した世帯が22世帯、辞退した世帯が1世帯となります。

この辞退した1世帯の理由につきましては、御家族の事情によるもので、市側で受給を促しましたが、同意が得られなかったため、やむを得ず不支給としたところでございます。

○議長（石田隆芳議員） 原田 淳議員。

○13番（原田 淳議員） 全体の申請しなかった世帯数が23世帯あったと、そのうちの1世帯は自ら申請しなかったというようなことでした。分かりました。

資源の価格の上昇を招いたロシアのウクライナ侵攻が長期化し、円安が進み、今日の時点で1ドル147円台となっており、全国的な物価高の要因となっております。

また、異常とも言える燃料費の高騰、まさにその影響を受け、光熱費や食料品の価格の高値により、家計の大きな負担となっております。

原油価格の高騰に加え、ガソリン価格を抑制している補助金が9月末で終了する予定となっておりますが、岸田首相は8月22日、自民党の政調会長と会談し、ガソリン価格の抑制の補助金が9月末で期限を迎えることを踏まえ、価格高騰対策を8月中に取りまとめるよう指示したところ、予備費を利用し、補助金で少なくとも年末まで延長する方針を固めたようです。

しかし、昨年8月22日、補助金を投入していた灯油の1リットル当たりの価格は、全国平均で112円60銭、補助金がなかったならば142円20銭、抑制額は29円60銭となっております。

また、今年の8月21日の補助金があったときの灯油の1リットル当たりの価格は120円60銭、昨年より8円高くなっています。補助金がなかった場合には、134円50銭となって

おり、その抑制額は13円90銭となりました。

政府が補助金を延長しますが、昨年度並みに灯油代を抑制したとしても、110円台半ばから後半で推移するのではないかとされており、生活困窮者にとって非常に厳しい生活環境となると思われます。

ぜひ今年度においても、高齢者世帯やひとり親世帯等を対象に、灯油購入費用を支援していただきたいと思っておりますが、市の考え方をお聞きいたします。

**○議長（石田隆芳議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 現在、市では、エネルギーや食料品等の価格高騰への対策として、家計への影響が大きい低所得世帯を対象に3万円を支給する価格高騰重点支援給付金事業を、国からの交付金を財源として実施しているところであります。

国は、ガソリン価格を抑えることを目的とした石油元売会社への補助金を来月以降も継続する方針としておりますが、原田 淳議員御指摘のとおり、福祉灯油事業を実施した昨年、一昨年よりも価格が高騰し、市民生活は一層厳しい状況にあるものと認識をしております。

今後、国及び県においても新たな対策が打ち出されてくるものと考えられますが、当市としては、今年度も原田 淳議員から御指摘いただきました低所得世帯への市独自の事業として、冬季の暖房に不可欠な灯油の購入に対する支援を進めてまいります。

**○議長（石田隆芳議員）** 原田 淳議員。

**○13番（原田 淳議員）** ただいま大変よい答弁を市長よりいただきました。確認させていただきます。国・県の動向、支援策がまだ決まっていないわけですが、国・県が支援等をしなかった場合においても、当市においては、市独自、単独でも非課税世帯に対して福祉灯油代を支給するということでした。これに間違いはないですか、市長。

**○議長（石田隆芳議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 先ほど申し上げましたが、国・県の施策はまだ決まっていないところがありますけれども、当市といたしましては、低所得者世帯、住民税非課税世帯、あるいは均等割世帯に対しての支援をしてまいりたいと考えております。

**○議長（石田隆芳議員）** 原田 淳議員。

**○13番（原田 淳議員）** ぜひそうしていただきたいと思っております。

令和2年度と少し古い統計となりますが、総務省統計局の灯油の消費量の家計調査によりますと、世帯数の平均人数2.27人で、1家族の消費量とその購入額は、青森県は全国で何位と思っておりますか。聞いてびっくりです。青森県の消費量が829.5リットル、購入額は6万7,188円となっており、消費量、購入額ともに全国1位となっております。それだけ青森県は寒いのではないかと。ちなみに2位は北海道で、消費量は733.3リットル、3位に秋田県、4位に岩手県となっているようです。北海道より消費量が100リットルも多く消費しているとは思ってもみませんでした。

昨年のことですが、ある年金暮らしの高齢者世帯の方が言っていました。4年度において、福祉灯油代を支給していただき本当に助かりましたと。高齢であったからかどうか分かりませんが、涙ながらにお礼を言っていました。

さて、今の時点で分かっている範囲で結構ですので教えてください。その対象となる世帯数は、あくまでも非課税世帯を対象として考えているのかどうか。そして、その世

帯数と、1世帯への支援額は幾らを見ているのか教えてください。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 現時点での想定です。支給対象と想定しているのは、非課税世帯と均等割世帯の方々に支給する予定としております。

1世帯当たりの支援額については、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（石田隆芳議員） 原田 淳議員。

○13番（原田 淳議員） この質問は終わりますけれども、今の世帯数と世帯については、均等割世帯も対象としたいというようなことでした。びっくりです。ぜひそうしていただきたいと思っております。それから、支援額についてはこれから検討していくということは、多分1,000円でも2,000円でも上げるのかなと期待しているところでございます。

さらに、できることであれば、今定例会の最終日にでも福祉灯油代として補正予算を計上していただきたいと思っております。年末までには福祉灯油代として、1日も早く支援していただきたいと思っておりますので、この辺については、今定例会中に補正を組んでいただけるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 先ほど市長からお答えしましたとおり、現在、低所得世帯を対象に3万円を支給する価格高騰重点支援給付金事業、国からの支援があつて市が実施している事業、この事業が10月31日まで受付期間としてございます。この方々たちに、同じ方に、同じ世帯に、灯油のほうを支給したいと今現在考えてございますので、この申請期間が終わってからの世帯数の見込みで補正したいと今考えていますので、申請手続を不要としてプッシュ型でやりたいという計画、考えもございますので、その辺のところを想定しながら、補正予算については、今議会への追加提案がいいのか、12月の補正予算がいいのか、今後検討させていただきます。

○議長（石田隆芳議員） 原田 淳議員。

○13番（原田 淳議員） すみません、くどくて。これ、福祉灯油代としての支援は、市独自ではなくて、今のところ、国の支援、国の交付金を利用するんだと。3万円。ということですか。ちょっとその辺、すみません。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 今現在、国のほうで3万円給付している対象となる方が非課税世帯と均等割世帯になっております。この国の交付金を受けてやっている対象となる世帯を、そのまま福祉灯油の対象としたいというふうに考えてございますので、要は申請者の申請手続をさせない、手間を取らせないような支給の方法を今考えておりますので、補正のタイミングについてはこの後検討させていただきます。

○議長（石田隆芳議員） 原田 淳議員。

○13番（原田 淳議員） 分かりました。納得しました。できれば早い機会に支援できればいいかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(2)に移ります。(2) ガソリン価格の15年ぶりの高騰により、生活必需品の高値の影響を受けている市民を対象に経済的支援を行う考えがあるのかどうかということで伺います。



原油価格による影響は、電気料の値上げやガソリン価格の上昇だけにとどまらず、製品コストや輸送コストの上昇は、製品の価格に転嫁されることが多いため、消費者物価全体も上昇することになります。

ガソリンや灯油価格の高騰の影響を受け、生活必需品の値上げが続き、生活困窮世帯はもちろんのこと、一般家庭においても昨年度以上に家計の圧迫の要因となっていることは言うまでもありません。

このようなことから、全市民を対象に経済的支援をしていただきたいと思いますと思っておりますが、いま一度、市の考え方をお聞かせください。

**○議長（石田隆芳議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** 原田 淳議員の御質問にお答えします。

まず、全市民を対象とした経済的支援をするべきであるとの御提案であります。現在取り組んでおります水道基本料金減免等事業は、生活に欠かすことのできない上水道料金を減免することで、市民の皆様のみならず、市内事業者など幅広い支援につながるものと考え実施しているものであります。

先ほど市長が申し上げたとおり、現在講じている対策を続けながら、国・県の動向も注視してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

**○議長（石田隆芳議員）** 原田 淳議員。

**○13番（原田 淳議員）** 国からの交付金等で水道料金の減免を9月からやるんだと、行うということでした。それで何とか勘弁してくださいということではないんですけれども、そういう形での答弁のようです。

私は実際、実質的にお願いしたいのは、市独自で単独でこの助成をできないものか、支援をできないものかということを知っているのであって、去年、福祉灯油代については市が単独でもやるということで、今回もそうですけれども、そういう形でのことは聞かれましたのでいいんですけれども。ただ、交付金を当てにしていると、いやそれは来ればそれにこしたことはないでしょう。

ただですね、22年度、令和4年度一般会計決算額は、翌年度への繰越分を差し引いた実質収支額は約6億4,000万円の黒字となっており、そのうち、繰越額が約1億4,000万円、積立金に5億円、つまり財政調整基金に積立てしたということです、5億円を。4年度末では、その財政調整基金の積立額は27億円となったと。財政調整基金とは、まずもって年度間に財源の不均衡を調整するための積立金であると。自治体は黒字となった年度に決算剰余金を積み立てておき、景気の悪化や災害などが発生したときに取り崩して財源として使用するためのものであるというふうに解釈していますが、このことで間違いないですか。この考え方で。どうでしょうか。

**○議長（石田隆芳議員）** 財政部長。

**○財政部長（對馬一俊）** 財政調整基金に関する御質問でございます。

原田 淳議員御指摘のとおり、この財政調整基金につきましては、年度間の財源の不均衡を調整する機能を持つもの、それから経済事情の変動や財源が不足する場合、それから災害時、そういった不測の事態などに生ずる経費などの財源に活用するものでございます。

**○議長（石田隆芳議員）** 原田 淳議員。

**○13番（原田 淳議員）** 景気の悪化、災害時の発生等に財政調整基金は取り崩して使用するんだと。

今回の原油高や円安の影響で、あらゆる生活必需品が高騰し、市民生活に大きな経済的影響を与えていると。いわゆるこのことは災害であると、人災ではないかと思っております。ただ、台風や地震等における災害と違い、これは人災ではないかと私は思っています。

この人災に対して、今こそ財政調整基金を取り崩して市民を救済するべきであると考えますが、令和4年度は財政調整基金に5億円積立てたと。市民1人当たり3,000円支援しても、人口約3万人、9,000万円です。支援できない額ではないと思いますが、いま一度、市長の御見解をお聞きいたします。

**○議長（石田隆芳議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 原田 淳議員から御指摘がありましたように、令和4年度の決算においては6億4,000万円黒字というふうなことで、決算特別委員会のほうには御報告にもなると思いますが、ただ、当初予算を見ても、基金から12億円を繰入して、その上で令和4年度の予算を構成しております。

今回、6億4,000万円が黒字というふうなことは、これはいわゆる入札減とか、様々努力してきた結果が6億4,000万円の黒字になっているというようなことでありますので、来年度また当初予算組むときにあっては、財政調整基金等から一般会計のほうにまた繰入しなければ、これどういうふうな予算になるか分かりませんが、そういうふうなのを今までこう行ってきましたので。黒字といいますが、もともとは基金にあったのを繰入して予算をつくって、その中からいろいろ考慮といいますが、不用額を出すようなといいますが、そういうふうなことの事業の展開の中にあつて黒字化してきたということですので、決して黒字そのものが、そのまま黒字になってきたというふうなことではなくして、当初は基金を取り崩して予算を組んだということをお聞きいただければと思います。

**○議長（石田隆芳議員）** 原田 淳議員。

**○13番（原田 淳議員）** これ今日の新聞です。消費支出5%の減だと。物価上昇により家計を切り詰めて、5%、1世帯当たりですね、5%の減だと。つまり、それだけ一般家庭においては厳しい生活環境にあるのではないかと感じておりますので、市長、この辺についてもぜひ考えていただきたいと思っております。この件につきましては終わります。

次に、2 平賀東中学校大規模改修工事、その対応についてお聞きします。

工期、令和4年6月18日から令和5年8月31日まで、約1年と2か月間。工事施工に当たっては、できる限り子供たちの休み期間中にお願ひしたいということであったと思っております。

当初の請負額、約3億4,000万円。令和5年8月21日に工事の請負変更を締結し、最終的な請負額は約3億4,780万円。2回目の変更内容の、変更指示8の交通誘導員の数量、人数ですね、70人多く見積もっていたと、余ったんだと。さらに、産業廃棄物処理量の変更があり、それを精査することにより128万8,000円の増となったと報告がありました。

このことについては8月21日に専決処分しておりますので、どうのこうのと言ってもし

ようがないのですが、確認の意味でお聞きいたします。

(1) 東中学校の設計監理について伺います。

この設計監理は業者に委託したのか。それとも市で設計をし、工事の監理を行ったのかどうかお聞かせください。

(2) 東中学校の大規模改修の現場確認について伺います。

東中学校の大規模改修が決まったとき、あるいは改修をする計画が問題となったときに、教育長は現場の確認をしていましたか。

(3) 交通誘導員の人数の減について伺います。

交通誘導員は現場に1日何人ついてたのか。トラック等の出入りにより、誘導員が安全確認のためについていると思っておりますが、1人なのか2人なのか教えていただきたい。

(4) 産業廃棄物処理数量について伺います。

このような大きな改修工事に当たっては、いろいろと思わぬ追加工事が発生すると思っておりますので、この追加廃棄物については仕方がないことだと思っておりますが、少しお聞きします。産業廃棄物処理量は、当初の計画で何トンと試算したのか。また、追加となった理由と廃棄物処理量は幾らとなったのか。分かっていたら教えていただきたいと思っております。

**○議長(石田隆芳議員)** 教育長。

**○教育長(須々田孝聖)** 原田 淳議員御質問のうち、私からは、平賀東中学校の大規模改修の現場確認についてお答えいたします。

改修工事が決まった段階での現場確認は特に行ってはおりましたが、例年、年2回ほど市内全学校を訪問する機会がありますので、その際に平賀東中学校も見て回っておりまして、主な工事箇所や進捗状況などについて確認しておりました。

このほかの御質問については、教育委員会事務局長から答弁させます。

**○議長(石田隆芳議員)** 教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長(一戸昭彦)** 私からは、平賀東中学校の設計監理について、交通誘導員の人数の減について、産業廃棄物処理数量についてお答えいたします。

まず、平賀東中学校大規模改修工事の設計監理についてお答えいたします。

この工事の実設計及び工事の監理につきましては、どちらも業者へ委託しております。

次に、工事現場での交通誘導員の配置人数についてお答えいたします。

当初計画では2人体制としておりましたが、関係者と協議した上で、実際は1人体制となっております。

最後に、産業廃棄物処理数量についてお答えいたします。

まず、当初計画数量につきましては、有筋コンクリート、モルタル、廃プラスチックなど、合わせて約51.4トンで積算しております。

次に、追加となった数量、理由につきましては、全体の当初数量51.4トンに対して80トン、約28.6トンの増となっております。これにつきましては、主に学校建設当時の竣工図の寸法と、既存建物の寸法とに違いがあったことにより、取壊し部分のコンクリートが想定よりも厚かったことなどが挙げられます。

○議長（石田隆芳議員） 原田 淳議員。

○13番（原田 淳議員） （3）の再質問に移ります。

誘導員はまずもって当初2人であったが、1人にしたということのようです。分かりました。

それから、当初2人であったが、1人にしたと。そうすると360人ですよ、局長。単純に計算すると182時間ですよ、2人であれば、という計画であったと思います。当初が360人で1日2人の配備であれば、現場の交通量が少ないことから1人にしたと。この決定は誰がしたのか教えてください。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 交通誘導員の配置人数の変更につきましては、生徒の登下校の状況や時間帯、現場周辺の状況などを確認しながら、市、工事関係者、学校と協議した上で、常時1人体制でも安全を確保できると判断したため、変更するに至ったものでございます。

○議長（石田隆芳議員） 原田 淳議員。

○13番（原田 淳議員） 工事期間中、誘導員は現場に何日ついていましたか。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 交通誘導員の実際の配置日数につきましては、290日となっております。

○議長（石田隆芳議員） 原田 淳議員。

○13番（原田 淳議員） まずもって教育長が年間に2回ほど学校回っているということで、現場確認、工事始まる前にはまずもって行っていなかったということですよ。この現場確認については、もしできればですね、この改修工事が始まる前に現場を確認していただきたいかったと。また、今後もしできる限り、小さい工事現場であっても現場の確認をしていただければいいなと思っております。百聞は一見にしかずと言います。何か問題が生じたときには、最終責任は教育長にあるわけですので、知らなかった、聞いていません、存じませんでは通らないことになりますので、あなたが管理する学校、教育に関係することについては、しっかりと自分で確認をしていただきたいと、これはお願いです。

今の教育委員会事務局長から、現場の何日つく予定で、290日だということでした。1人で、配置が290日だと。当初の計画では360人の計画、実際は290人が配置についていたということは、これは70人余ったということで、計算は合います。しかし、当初計画では2人配置する予定で、180日間で、360人見たと。しかし、実際は290日間交通誘導員を配置したと、1人で。当初の計画どおり2人配置していたならば、580人の誘導員が必要であったわけでした、220人もの差が出ているわけです。ただ単に、これは計算間違いであったように思いますが、教育委員会ではこの件についてどのように捉えているのかお聞きいたします。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 今回の工事は既存校舎の改修ということで、生徒が学校生活を行いながらの工事となりました。そのため、生徒の教育活動中にはできない作業や学校の行事との調整など、様々な制約があった中で日程調整をして、1人でも

安全が確保できると判断して工事を進めてきているものでした。最終的な精査により誘導員数は290人となりましたが、先ほど申し上げましたとおり、様々な日程を調整し、それを踏まえた工程管理をした上での結果ですので、一概に580人が必要であったと言えるものではないと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 原田 淳議員。

○13番（原田 淳議員） 580人が必要であったというわけではないと、たまたまそういう形になったんだということでした。これは教育委員会の判断なわけでした。最終的に70人が余ったわけです。

この工事にかかわらずですね、これ建設部長にお聞きします。この工事にかかわらず、一般的な積算として、交通誘導員数を実質人数で精査するのかどうか教えてください。今回、教育委員会ではこれを精査したようでして、その辺について、普通それを精査するのかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 私から、一般的な工事の場合、交通誘導員の人数を精査するのかの御質問にお答えします。

交通誘導員の積算については、当初設計において標準的な作業工程を考慮した上で積み上げ、発注後の実施工程において当初設計の考え方と変更があるのかどうかを判断し、変更するか決定しております。

よって、仮に請負業者の実績値と差があったとしても、特殊事情がなく、当初設計の考え方に変更がない場合は変更しておりません。

○議長（石田隆芳議員） 原田 淳議員。

○13番（原田 淳議員） 最終的には変更はしていないということですよ。

（「特殊事情がない」の声あり）

○13番（原田 淳議員） 今まで、じゃあそういうのはなかったというふうに捉えていいわけですか。今までこういうふうにした形での相殺というか、そういうことはなかったということのようでしたので、この辺これからですね、教育委員会のほうでも気をつけるべきではないかと思っておりますので、よろしく願いをいたしまして、この件については終わります。

次に、3番の企業誘致について伺います。

（1）企業誘致の可能性への取組についてお聞きします。

当市の企業誘致の取組について、市長は令和4年12月議会において、令和4年度に実施した平川産業振興に関わる基礎調査の結果を踏まえ、令和5年度では、農家を軸に食と観光を絡めた地域活性化のための拠点の在り方などを盛り込んだ基本構想の策定に着手すると。また、この中で、拠点に関連した企業を呼び込めるような構想づくりを進めてまいりたいと答弁しておりました。

その後、当構想について着手していると思っておりますが、また、企業誘致に関しては市職員にどのような取組を指示しているのかどうかお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 企業誘致の可能性への取組状況についてであります。原田 淳議員御質問の企業誘致に関しましては、現在市が取り組んでいる産業振興に関わる基本

構想づくりにおいても大きなテーマとして捉えております。

企業の誘致については、企業側から当市へ進出したい理由があつて初めて成立するものであり、そのためには、市の現状の経営資源や特性を棚卸しし、企業のニーズに合致するものがあるのかを精査する必要があります。

また、財政負担などに頼らない、持続可能な企業誘致を主眼に、県内外の企業が当市に企業立地したいと思える取組を推進することで、企業から選ばれる平川市を目指す必要もあると考えております。

市では現在、これらの課題解決のため、平川市版地域一体型6次産業化の実現に向けた構想づくりを進めているところであり、これまでの農業者が生産から加工、流通、販売までを手がけるといった手法ではなく、農業者は生産部門を、加工、流通、販売部門はそれぞれの分野の事業者が担い、各事業者が共通のビジョンを持って相互に持続可能な取引関係を維持し、密接に連携してパートナーとして活動するという手法を用いて、地域の活性化を図り、その結果として企業誘致に結びつくことを目指しているところであります。

このことから、市職員には、あおもり創生パートナーズ株式会社の伴走の下、今年度の目標として掲げている基本構想の策定を着実に進めるよう指示をしております。

**○議長（石田隆芳議員）** 原田 淳議員。

**○13番（原田 淳議員）** 今、市長が言っていました、持続可能な地域づくりに向けた連携協定を結んでいくんだと。つまり、新たな6次産業化、地域一体となった6次産業化、地域の生産、加工、流通、販売の事業者がそれぞれの仕事に専念した形の維持していくんだと。

今、ちょっとお聞きしますけれども、これ、この間新聞に載っていたんですけども、プロクレアホールディングス、青森銀行、それから、みちのく銀行、あおもり創生パートナーズというような形での、地域一体化6次産業に向けた形での連携協定を結んだということで、これは県内では初めてだと聞いております。このような事業展開しているところは、全国でどこかあるのかどうか教えてください。

**○議長（石田隆芳議員）** 経済部長。

**○経済部長（田中 純）** 全国では、栃木県の宇都宮市、愛知県蒲郡市、愛知県江南市、鳥取県八頭町、長崎県大村町で実施されると聞いてございます。

**○議長（石田隆芳議員）** 原田 淳議員。

**○13番（原田 淳議員）** 全国になりますと、かなり多くの市町村が行っているようにして、これ市長、職員を派遣して勉強させる気はないんですか。

**○議長（石田隆芳議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 様々な勉強が必要かと思っておりますけれども、今のところまだ経済部からそういうふうな話は来ておりませんので、そういうふうな必要が迫られれば、まず先進地の視察というのもやぶさかではないと思います。

**○議長（石田隆芳議員）** 原田 淳議員。

**○13番（原田 淳議員）** 企業誘致を行うことによっては、非常に今労働力不足が話題となっています中で、新たに企業誘致しても雇用確保することができるのかどうか懸念されるところであり、新たな企業が増えることにより、市内企業における雇用確保がさ

らに逼迫する時代になるのではないかと心配もするところであります。

しかし、企業が増えることにより、若い人の選択肢が多くなり、いいことではないかとも思っております。

昨今の企業の倒産等の理由は、雇用の確保ができずやむを得なく倒産に追い込まれているケースが多く見られていると。この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 企業の労働力不足につきましては、市が昨年度実施いたしました企業訪問の中でも、現状の課題として労働力不足の声が大きく聞かれているところでございます。

市では今年度、平川市企業ガイドブックの製作に取り組んでおり、圏域の学生に市内の企業を知ってもらい、雇用確保につながることを期待してございます。

新たな企業を誘致するに当たっては、産業振興に係る基本構想に沿った業種で、かつ、地元業者と連携して平川市の産業振興に寄与する企業を対象として、労働力の確保にも配慮しながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（石田隆芳議員） 原田 淳議員。

○13番（原田 淳議員） ありがとうございます。

私の一般質問はこれで終わります。どうもありがとうございます。

○議長（石田隆芳議員） 13番、原田 淳議員の一般質問は終了しました。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第2席、11番、福士 稔議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（福士 稔議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 福士 稔議員の一般質問を許可します。

○11番（福士 稔議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきました第2席、議席番号11番、ひらかわ市民クラブの福士 稔です。よろしくお願ひしたいと思います。

まず1番目として、尾上分庁舎改修工事設計業者選定プロポーザルについて伺います。

尾上分庁舎利活用については、今まで多くの議員が一般質問等で取り上げてきましたが、令和5年、本年4月11日、議員説明会で、最終的な基本ポリシー、3つのコンセプトが示され、7月22日、尾上の平川市生涯学習センター2階多目的ホールで、尾上分庁舎改修工事選定プロポーザル公開プレゼンテーションが実施されました。

結果、最優秀提案者は、石川設計・蟻塚・ゲンジ設計共同企業体に決定され、7月27日付の市のホームページで掲載をされているところです。

尾上の支所機能・生涯学習センター・図書館機能が残り、ほかには膨大な空きスペースとなることから、にぎわいを創出する場として様々な検討会を重ねた経緯は承知をしているところです。7月22日に行われたプレゼンでようやく中身が固まり、にぎわいを創

出する施設の概要がようやく見えてきたような気がします。今まさに尾上分庁舎利活用の大きな分岐点なのではないかと思います。

プレゼンによれば、今後、図書館機能の在り方や、さらなる市民とのワークショップを重ねて最終的に示すとのことですが、現時点ではしっかりと決定していないようにも見受けられました。

そのようなことから、(1) 番、プロポーザル選定に至るこれまでの経緯。

先ほど述べましたとおり、繰り返しにはなりますが、新しい議員もおりますので、再度、経緯を説明していただきたいと思います。

(2) 番、選定された技術提案書の公表についてであります。

7月27日の市のホームページに、選定された選定業者は分かりましたが、一般質問通告時は、提案書自体は把握しておりませんでしたのでお願いをしたいと思います。直近8月31日のホームページには詳しく掲載されております。その点も御考慮ください。

正直申し上げますと、一般質問の選定ミスなのか、私もちょっと落胆しております。どのような施設になるのか、そういう意味合いで再質問のほう整理しておりましたところ、ホームページでもう公表されてしまったと。そういうことですので、その点も考慮して御答弁をお願いしたいと思います。

そして(3) 番、改修工事までの今後の日程についてであります。

提案書ではおおむねの日程が示されておりますが、そのような内容で実施していくのか。そして、完成時期はいつになるのか教えてほしいと思います。

以上、3点について、おさらいの部分もありますが伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

**○議長（石田隆芳議員）** 市長、答弁願います。

**○市長（長尾忠行）** 福士 稔議員御質問のうち、私からは、尾上分庁舎の利活用方法の検討からプロポーザル選定までの経緯についてお答えをします。

まず、尾上分庁舎につきましては、平成26年度に支所のあり方検討委員会より、経済部などが本庁舎へ移った後の空きスペースについて、にぎわいが生まれるような施設としてほしいという報告書が提出されました。

当初は、職員により利活用方法の検討を行っていましたが、令和元年度からは弘前大学との共同研究事業としてスタートし、検討メンバーを若手職員としました。

公民連携事業の先進地である岩手県紫波町などの視察や市民ニーズ調査の実施、市民参加による検討へ向けた企画づくりなどを行い、令和4年度からは市民有識者5名をメンバーに加え、図書館や親子が集いたくなる場所についてワークショップを開催するなど、市民参加による検討を進め、令和5年3月に尾上分庁舎利活用に関わる基本ポリシーと3つのコンセプトを策定しております。

今年度は4月11日に議員説明会を、4月26日には住民説明会を開催し、これまでの検討内容や新たな利活用コンセプトについて、議会や地域住民の皆様へお示したところであります。

次に、改修工事設計業者の選定につきましては、豊富な経験や発想力、高度な能力が必要とされることから、優れた設計案を選定するコンペ方式ではなく、提案内容を基に業務に最も適した設計者を選定するプロポーザル方式を採用しました。



5月24日に7名の委員で構成する平川市尾上分庁舎改修工事設計業者選定委員会を設置し、プロポーザル参加者の募集を開始したところ、全国から5者の申込みがあり、7月15日に実施した第1次審査では、書類審査により3者を選定しております。

7月22日に開催した第2次審査では、提案者による技術提案書の説明、選定委員による質疑応答により提案内容を確認し、終了後に開催した選定委員会において、最優秀提案者を決定しております。

このほかの御質問については、総務部長から答弁をさせます。

**○議長（石田隆芳議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** 私からは、選定された技術提案書の公表と、改修工事までの今後の日程についてお答えいたします。

まず、先ほど福士 稔議員のほうからお話がありましたけれども、若干繰り返しになりますが、まず最優秀提案者の技術提案書につきましては、8月31日に設計者と契約を締結しており、同日、市のホームページにおいて公表しております。

次に、改修工事までの今後の日程についてですが、基本設計を年内中に行いまして、実施設計は令和6年8月頃までを履行期間とする予定としております。

また、完成時期につきましては、今後様々また詰めているという状況ではあるんですけども、令和7年の12月の末を、現在完成を目指して予定しております。

**○議長（石田隆芳議員）** 福士 稔議員。

**○11番（福士 稔議員）** 繰り返しで大変申し訳ございませんでした。

それでは、もともと用意をしていた再質問とはちょっと違う形になりますけれども、私のほうから再質問を少しさせていただきたいと思います。

まずは7月22日、行われました公募型のプロポーザル、先ほど市長が5者と。何か私、この5者というのは、今の新本庁舎のとときと比べれば、これって単に5者だけなのか、それともどういうふうな形で。全国に応募したとは思うんですよ私は。人気がないのか、それはどうか私分かりませんが。まず申込みが5者だけにとどまったという、この理由について伺いたいと思います。

**○議長（石田隆芳議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** まず5者ですけども、これは全国に募集した結果5者になっております。そしてですね、なかなか今の現在の建物のままの状態の部分で、中の改修というふうなプランでございましたので、なかなか実績がないのがまた実情でもありました。

したがって、様々全国に周知方法は、一応ホームページとかでも公表はしてやっていたんですけども、結果的には全国から5者だけが応募あったというふうな状況でございます。

**○議長（石田隆芳議員）** 福士 稔議員。

**○11番（福士 稔議員）** 改築、新築と違って改修ということですので、その点もかなり違うのかなと私も思います。今ある現在の建物の中の改修ですので、難しいのかなと、そういうふうな感覚もないわけではないんですけども、ちょっとあまり5者というのが少な過ぎたのかなと思って。

私は7月22日、傍聴人させていただきましたけれども、5者のうち、7月15日でした

か、3者に絞り込んで、3者がプレゼンをやったと。いろいろそのときは、どこの業者がどういう提案をしたのかというのは伏せておりましたので、ただ聞いてメモっただけなんですよ私も。今になって、ほとんどがもう8月31日に公表されてしまったと。ということで、その経緯についてはもう公表されていますので、お聞きしませんけれども。

このプロポーザルのときですね、7月22日、選定委員が7名と弘前大学さんの教授、准教授、副市長、それから部長2名、建設部長と総務部長と、もう1名おりましたけれども、市民の有識者がこの中に1人しかなかったんですよ、代表として。私は今まで有識者も含めた、それこそ検討会も8回ほどやっておられると、そういうふう聞いておりますので、ちょっと足りなかったのかなと、そういうふうな感じ受けました。やはり市民のワークショップなどを基本にして今まで積み重ねてきたと思うんですけれども、そこら辺、私は足りないと思うんですよ、本当は。逆に5名でもよかったのかなと、そういう感じもありますけれども。役所として3人と有識者が代表で1人というのはどうか。これ終わってしまったので、それを聞いていただいても覆ることもできませんので、それはそれとして。今後も、プレゼンを聞いていますと、全てのものが決定したわけではないですよ。これからまたさらに市民のワークショップとか、それを繰り返しながら基本設計の最後まで持って行って。

やはり、そういうふうなことで市のホームページ詳しく見させていただきました。その中で、非常に細かく、施設は15か所、そしてテラスとかいろいろな部分がありまして、それも入れると18か所ぐらいですね。あそこの建物の中で、支所機能や生涯学習センター除いた部分でも18か所というのはすごく細かいのかなと。これから多分、議会にもこの内容で話するときが来るとは思いますけれども、やはりこれ重要な部分だと思います。その件についてはもう中で公表されておりますので、それはそれとして捉えたいと思っております。

そうすればですね、(2)番、この(2)番の技術提案書の公表。次点もありましたけれども、次点のことは分かりませんので、これについてちょっとお伺いいたします。

先ほど申しましたけれども、テラスやクラフト室とか、いろいろ坪庭にかけて、いろいろな部署、先ほど言いましたように18か所程度。私はこれはこれで別にいいと思うんですよ。いいと思うんですけれども、この各分野のやっていけば、その分野ごとにおいて、まずエキスパートが必要になってくると。そして民間事業者、そういうものも備えていかなければいけないと。今後、基本設計や実施設計の中でそれらも考慮して進めてくんだらうとは思いますが、非常に難しいのかなと、そう私は思いました。平川市自体は尾上の分庁舎の利活用については非常に難しい選択をしたと、私は、私自身はそう思っています。

この利活用の方法や提案については、否定をするものではありません。むしろその逆です、私は。もしこのようなコンセプト、3つのコンセプトでこういうことができるのであれば、これ私すばらしいことだと思うんですよ。でもなかなかうまくいかない。必然的に人が集まる仕組みがないようにも思えるんです、私。必然的です。

例えば産直センター、産直センターなんかは人が物を作ってそこに持っていけば、食事の関係、生活の関係ですね、そうすれば買い求めに人も来ると。これは必然的に人が集まる場所なんです。でも尾上分庁舎は、必然的に集まるものをつくってから人を集

めると。これ私はテーマとしてはすごくいいと思うんだけど、今後はなかなか難しいのかなと。

そして、子供に関すること。いろいろ子育て関係もそうですし、子供の読書や、いろいろなあれがございます。でも、幼児から高校生まで、考えてみれば1週間に5日は学校なんですよ。幼稚園とか保育園とか。そうなればですね、夏休みとか祝日でないと、なかなかこういう利用体験は、その場では体験ができないんじゃないかなと、そういうふうに私は思ったんです。

この15の施設の内容についてお話をすれば、1時間や2時間では済みませんので、それはそれで終わりすけれども、やはりそういう点もこれからはかなり重要になってくるんじゃないかなと、私はそう思います。

今後の大きな課題だと思いますので、そこら辺のところどう考えているのか、今の体制の技術提案書でこれからいくのか、またさらに市役所の中で討議をされて、そしてまた、それを加味してこれから進めていくのか。最終的には1年ぐらいかかって、その内容が明らかになると思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

**○議長（石田隆芳議員）** 総務部長。

**○総務部長（対馬謙二）** 福士 稔議員から、今ある技術提案書でいくのか、それから今後いろいろ加味して検討していくのかというふうなお話でございました。

当然、この技術提案書の大きなくりの部分で、やはりポリシーとコンセプト、これに沿った形では、尾上分庁舎が今後改修されていきます。

また、今現在かなりの部分で、細かい部分まで提案書はあるんですけれども、これについては全てがこうなるわけではなくて、やはり一番大きいのがコンセプトに合わせたつくり方ということで、これから市民の会議、いろいろと会議の名前も、業者さんのほうでも検討して、うちほうとも協議していますけれども、市民も巻き込んだ会議も含めて、さらには職員そのものも、検討会議の委員のメンバーもまた新たに選任しております。それなりの分野に沿った職員になりますけれども。そことですね、市民と、それから当然弘前大学さんとの連携事業でございますので、そことも協議して、技術提案書があった部分、ここについて、福士 稔議員が心配される必然的に人が集う施設にできないのかというふうなお話でありました、なるのかというふうなお話でありましたけれども、やはり学校で、なかなか子供たちが集まる機会は言われたとおりなんです、それは当然私どもも当初から想定したことでございますので、必然的に人が集まれるような施設にはしていきたいということで、この1年間でどうにか、年内ですね、年内でどうにか形のほうを詰めたと思っていますので。

ちょっと私も取り留めのない答弁になりましたけれども、そこについては技術提案書だけではないと。それから様々これから会議も検討してやっていくというふうなことでございますので、何とか御理解よろしく願いいたします。

**○議長（石田隆芳議員）** 福士 稔議員。

**○11番（福士 稔議員）** 意向は分かりました。今、決定ではないと。今後いろいろ積み重ねてそういう形に持っていきたいと、そういうことですよ。

私は本当に頭が悪いのかどうか分からないんですけれども、あまりにも提案書を見て、本当にこのとおりになるのかなというのが正直な感想でした。でも一つ一つを取れば、

かなり高度な、高度なというかな、今の若い人が目指す今後の子供たちの世界を形成するために必要な部分が多々ありますので、やはりそういう面では、もっともっと検討して頑張っていたきたいと思います。

それでは、(3)番目の改修工事までの今後の日程についてお伺いをいたします。

先ほど総務部長がおっしゃったように、8月31日に契約を結んだと。契約金額は8,096万円。基本設計や実施設計も全部含まれた額だと思います。今の9月1日から令和6年の8月の31日までと、そういうふうにホームページは書いてございますが、私はここで一つお聞きしたいことがございます。今までの財政運営計画ですね、財運、当初ずっと三、四年、当初は尾上の分庁舎の改修工事5億円と、こういうふうにならなっていました。それから、いきなり10億円に変更と。ちょっとの間でしたけれども。私はここまでは単に暫定予算だと、そういうふうに承知しておりますので、この金額についてのこうのはございません。ただ、さきの説明会において、エネルギー高騰、それに伴う資材の高騰などで、試算額の改修費用は14億4,000万円と、そういうふうにして提示されたと思います。その額に変更はないのか。もちろん、その額も提示して、選定業者には伝えてあるはずだと思うんですが、その額を超えるとか、さらにまた物価高騰が続けば、またちょっと上がるのか、そこら辺のところをお伺いしたいと思います。

**○議長（石田隆芳議員）** 総務部長。

**○総務部長（対馬謙二）** まず14億4,000万円ということで、その以内に収まるような状況で考えてございます。収めるようにですね。

ただ、やはりこの資材高騰のところについては、どうしても今の段階で、燃油価格とかですね、そこら辺の高騰があるものですから、確実な状況ではないのですが、やはりそれなりの、今のプロポーザルで決定した、最終決定した提案者の状況のところでは、今のところでは14億4,000万円で収まる計画としております。

**○議長（石田隆芳議員）** 福士 稔議員。

**○11番（福士 稔議員）** ほぼ14億4,000万円でいく体制ではあると。今後は、いつ何どき何があるか分からないので、約束はできないけれども、その額でいくということですよ。

それでは、このことについて、もう一つお伺いしたいと思います。財源について伺います。

私は、今までの財運では、尾上分庁舎の改修費用、これ合併特例債、これ残り今どのくらいあるのか私分かりません。聞いていないので分かりませんが、この利用は予定していると思います。先ほど14億4,000万円ということですので、財源に対する金額も右往左往して変わっていくんだろうと思います。合併特例債もこれにつぎ込めば、最後になるのかなとは私は思っているんですけども、まず、合併特例債を使った場合はどの程度の額なのか。そして、最終的に市の持ち出しはどのくらいになるのか。また、そのほかに別な財源も含まれているのか。そのことについてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

**○議長（石田隆芳議員）** 財政部長。

**○財政部長（対馬一俊）** まず、財源につきましては、福士 稔議員御指摘のとおり、合併特例債の充当を予定してございます。

合併特例債で賄えるのか否かという趣旨の御質問もございましたけれども、合併特例債につきましては、まず充当率、借入れできる割合が95%、それに対して元利償還金に関する交付税措置率が70%になってございます。これを用いて、仮に、仮にです、分かりやすいところで15億円だったとすれば、市の持ち出し分では約5億ちょっとを見込んでございます。残りにつきましては、後年、交付税措置、交付税算入される、国からの措置で賄われるというふうに試算をしております。

○議長（石田隆芳議員） 福士 稔議員。

○11番（福士 稔議員） 持ち出しが5億円と。いいんですね、5億円ですね。

この合併特例債、今現在の残高は幾らですか。把握していますか。教えてください。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） 今年度5月時点、要するに昨年度の借入額確定後の額で申し上げます。残額は34億7,500万円でございます。

○議長（石田隆芳議員） 福士 稔議員。

○11番（福士 稔議員） 残高が34億7,000万円。ありますね。金田小学校にも使えるんじゃないですか。私、こんなにはないものだと思っていたんですよ、正直。

この合併特例債っていつまで使えるんですか。私はもう期限は過ぎていると思うんですけども、計画にのせれば、当然その分は使えるものだと思っていますけれども、そこら辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） 合併特例債の発行の期限という御質問でございますけれども、これまでも何度か延長されてきておりまして、今現時点では、令和7年度発行分、こちらが期限となっております。

○議長（石田隆芳議員） 福士 稔議員。

○11番（福士 稔議員） 令和7年まで使えるということですよ。私、今びっくりしました。事前に話しておけばよかったのかなと思うんですけども。こんなにあるのかなと思って。いろいろね、有利な起債ですので、いろいろなものに使えると思いますけれども。分かりました。

再質問の中でなかなか聞きたいことが聞けないような状況になって、ちょっと申し訳ないんですけども、最後にもう一つだけ。全体でいいのかなと思うんですけども。

2年ぐらい前から、本年度でもいいです、ワークショップ、2月20日、子供や親子の集いの場になるワークショップ、これ開催されております。でも参加者が13名と。4月26日、先ほど言いました住民説明会、これは市民が23名の参加となっているんですよ。1年前になりますけれども、令和4年になります、7月17日の尾上図書館の未来のあり方、そのときは市民16名と。そして7月の22日に行われたプレゼン、それは、あの中では27名と書いておりますけれども、私も行ったので把握していますけれども、確か二十二、三名しかいなかったような気がします。

私は何かこう市民の方、いろいろつばにわレターとか、いろいろこうやっているんですけども、関心がちょっと低いのかなと。あまりにも今まで検討会をやり過ぎたのかなと、飽きたのかなと、そういうふうな印象もあります。もうちょっと、この倍ぐらいは最低でもいればいいのかなと思うのが、私の本心でございます。

いろいろな形でのワークショップ等や検討会ですので、人数ではないと言われればそれまでですけれども、この大型事業、先ほど言いました14億4,000万円もかかる大型事業、それに対しては、特に尾上近辺の人であっても、この参加者が2桁台と、それも1桁、1桁というよりも十何名、二十何名というのはちょっと少ないような感じするんですが、検討会とかワークショップに対する考え方ちょっと変えていかないと、私はまだまだ少なくなってくると思うんですけれども、その点いかがですか。

**○議長（石田隆芳議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** 福士 稔議員御指摘のように、確かに多くはないんですけれども、今後ですね、やはり今の福士 稔議員から倍ぐらい集めてくれればというふうなお話もありましたが、今後また新しくワークショップとかも、市民の方を集めて開催しますので、その際には今までの開催方法、それから周知方法もひっくるめて、再度市民の皆さんが集ってもらえるような体制を取りたいと思いますので、何とかよろしく願います。

**○議長（石田隆芳議員）** 福士 稔議員。

**○11番（福士 稔議員）** 分かりました。私はこの改修事業は応援しております。本当にいい内容なんです。だが、実現性がかなり難しいというのもこれ現実だと思います。皆さんはじめ、皆さんが一致協力していいものができるように、私たちも応援はしたいと思いますので、詳細が決まったら、すぐ議会の中でお話をされてはいかがかなと、そういうふうに思います。説明会で終わるかもしれませんが、やはりそれぐらい煮詰まってきたなというのが私の感想ですので、今後に期待をしたいと思います。1番目については、これで終わりたいと思います。

続いて、2番目、ウイルス性感染症への対応について。

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種の状況について伺いたいと思います。

皆さんも御存じのとおり、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、本年5月8日に5類へと移行になりました。

なぜこういう今質問するのか、今さらという方もあるかと思いますが、でも、皆さんが承知のとおり、報道関係や新聞等を見れば、非常に8月の後半から9月の初めにかけてですね、青森県にすごい新型コロナウイルスの感染が増えていると。今は、定点法なんかやって、1医療機関の定点法で今やっていますので、非常に分かりづらいつらくても、そういうふうにして、国・県がそれを見てやるのであれば、それはしょうがないんですけれども、増えているのは事実だと思います。

今は昔と違う、昔ではおかしいけれども、感染した当時とは違って、死亡例や重症化するという率がかなり少なくなっております。だから、今経済活動も順調にこれから推移していくものだと私は思うんですけれども、今回、青森県がこのように、1日だか2日の新聞でしたか、全国で2番目だと。やはり幾ら5類に移行したといっても、やはりまだまだこの感染症については予断を許さないと。重症化や死亡例がなくなったということだけだと思うんですよ。実際は増えていると。だが、その内容が分からない。分からないんでなくて教えてくれないのかなと思うんです。それについては話をしても、なかなか医療機関、保健所管内の中での指数ですので、参考にはならないと思いますけれども。

5類となってからですね、今、新型コロナワクチン、これ接種をされた60歳以上と60歳未満の人数について伺いたいと思います。また、感染症法上の位置づけが5類となったことから、新型コロナウイルスワクチン接種の予約を取り消した60歳以上と60歳未満の延べ人数ですね、延べ人数で結構です、について伺いたいと思います。

(2)番、新型コロナウイルスに対する今後の市の取組についてであります。

先ほど申しましたように、5月8日以降は新型コロナ感染症法上の位置づけが5類へ移行となりました。そこで、5類に移行する前と後の取組に関し、次の3点について伺いたいと思います。

まず1点目、ワクチン接種費用の負担について。

これについては、本年の3月までは無料と、そういうふうな考え持っておりますけれども、この中でワクチンの再接種の際の費用負担について、それができるのか、それをお聞きしたいと思います。

2点目として、接種費用は3月までということでしたので、分かりましたけれども、検査費用の負担について。

ここの医療機関だけではないと思います。いろいろなところに行かれるかと思えます。その検査費用の負担についてはどうなっているのか。

そして3点目、新型コロナウイルス感染症に対する市の感染症対策についてお伺いしたいと思います。

前はいろいろタブレットを見れば、いろいろと出ていました。今新しいタブレットになったら、9月1日の分はこの間入っていましたが、一切なくなっていましたので、今どういうふうな感染症に対する対策を講じているのかなど。マスクとか手洗いで終わっているのかなど、そういうふうな意味合いです。

そして(3)番目、ヘルパンギーナの感染者数は把握をしているのか。

ヘルパンギーナですね、主に幼児に発症する、発熱や口の中にぷつぷつとものが出て、水泡の状態が見られると。これなかなか対症療法でないとできないと。それしかないとのことでした。4月、5月から8月、今年は暑いので、9月頃まで発症する事例が多いと聞いております。これは子供たち、幼児に関わる大事な部門ですので、感染者数ですね。多分、定点法とかそういうのやらないと分からないとは思いますが、感染者数は把握をしているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

**○議長(石田隆芳議員)** 市長。

**○市長(長尾忠行)** ただいまの福士 稔議員の御質問のウイルス性感染症の対応については、各担当部長より答弁させます。

**○議長(石田隆芳議員)** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長(工藤伸吾)** 私からは、まずは新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてお答えいたします。

初めに、令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へ移行してから新型コロナウイルスワクチンを接種した60歳以上と60歳未満の延べ人数について、令和5年8月31日時点でお答えいたします。

60歳以上の方は、接種対象者1万2,230人に対し、接種者は7,841人、接種率は64%、60歳未満の方は、接種対象者1万4,241人に対し、接種者は1,624人。接種率は11%とな

っております。

次に、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へ移行してから、新型コロナウイルスワクチン接種の予約を取り消した60歳以上と60歳未満の延べ人数について、同じように令和5年8月31日時点でお答えいたします。

60歳以上の方は2,673人、60歳未満の方は239人となっております。

なお、令和4年度に接種の予約を取消した延べ人数は8,745人となっております。続いて、ワクチン接種費用の負担についてお答えいたします。

ワクチン接種は感染症法上の位置づけの変更にかかわらず、予防接種法に基づき接種を実施しております。富士 稔議員おっしゃったとおり、現時点では令和6年3月31日までは、接種を希望する生後6か月以上の方は、引き続き無料で接種を受けられます。

続いて、ヘルパンギーナの感染者数の御質問にお答えいたします。

ヘルパンギーナは、発熱と口腔粘膜に現れる水疱性の発疹を特徴とした急性のウイルス性咽頭炎であり、乳幼児を中心に夏に流行する、いわゆる夏風邪の代表的疾患です。

青森県内のヘルパンギーナ感染者数は、今年の5月以降急増し、7月にピークを迎えましたが、現在は減少傾向となっております。

感染経路は飛沫感染等で、特別な予防法や治療法はなく、通常は対症療法のみであり、感染を防ぐには、感染者との密接な接触を避け、流行時のうがいや手指消毒の励行となります。

また、ヘルパンギーナは、感染症法における5類感染症定点把握疾患に定められており、都道府県から定点として指定された医療機関は、ヘルパンギーナの発生状況を、週または月ごとなど、指定の期間ごとにまとめて保健所に届け出る必要がございます。

青森県内のヘルパンギーナ感染者数は、県内38の定点医療機関から保健所へ週ごとに報告され、県内6地域別の感染者数が県ホームページに公開されておりますが、各市町村別の感染者数は公開されておられません。

なお、県から各市町村別の感染者数の情報提供もございませんので、市として市民の感染者数は把握しておりませんので、御理解をお願いいたします。

**○議長（石田隆芳議員）** 健康福祉部理事。

**○健康福祉部理事（対馬謙二）** 私からは、新型コロナウイルス検査費用の負担についてと、市の感染症対策についての御質問にお答えいたします。

まず、検査費用の負担についてですが、5類移行前までは、医療機関やPCR検査センターなどにおいて、無料で検査を受けることができましたが、5類移行後は、受診希望がない方や重症化リスクがない方などは、薬局等で検査キットを購入し、自己検査を行うこととなります。また、重症化リスクが高い方や症状が重い方は、かかりつけ医か外来対応医療機関を受診することとなります。どちらも検査費用は自己負担となります。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する対策についてですが、富士 稔議員御指摘のとおり、5類移行前まではマスク着用や手指消毒、室内の換気、ソーシャルディスタンスなど、様々な対策を国や県の方針に従い実施してまいりましたが、5類移行後は国や県における基本的な感染対策を求めることはなくなり、個人や事業者の判断に委ねられることとなっております。

市といたしましては、これまで同様、国や県の対応を注視しながら対策を講じていく



こととなりますので、御理解くださるようお願いいたします。

**○議長（石田隆芳議員）** 福士 稔議員。

**○11番（福士 稔議員）** 内容については一応把握しました。

まず私が言いたいのは、この見えない新型コロナ、今はまさにそれだと思うんですよ。ここにおいても、青森県でもよろしいんですけども、ねぶた祭りとかお盆、非常に経済活動が活発になっております。新聞紙上とか報道で騒がれた頃は、ちょうどお盆が終わってから10日から2週間と。今までの感染経路とはほとんど同じです。ただし重症化が少ないと。安心をしていると。今は以前と違って、コロナにかかったからって、3日、4日休めばすぐまた復帰ができると、そういうふうになっております。でも、やはり平川市に関しては、今月、23日、24日、10市の大祭典、これもございます。10万人も来ると。天気がよければ本当に来るのかもしれない。

でも、そういうときこそやはり何かこう、いろいろとそういうのを促しておくべきだなと。今のままで何もしていかないということになれば、分からないままに、もうなる、なって、基礎疾患のある人とか高齢者の方は、本当に何かまた大きな問題が起きるのかもしれない。やはり、そういうことに対しては、市としてももう一度検討して、やはり回覧もして、注意を促すべきだと私は考えております。

そういう取組を希望いたしまして、私の今回の質問、1番目と2番目、終了させていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（石田隆芳議員）** 11番、福士 稔議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後12時04分 休憩

午後1時10分 再開

**○議長（石田隆芳議員）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3席、15番、齋藤 剛議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（齋藤 剛議員、質問席へ移動）

**○議長（石田隆芳議員）** 齋藤 剛議員の一般質問を許可します。

**○15番（齋藤 剛議員）** 第3席、15番議員、美郷会、齋藤 剛です。

ただいま議長より一般質問の許可をいただき一般質問いたします。

市役所本庁舎が開庁してから約1年が経過し、4階のカフェスペース等で読書や勉強などで利用する方々も多く見られるようになり、また、旧庁舎も長い間の役目を終え、雄大な岩木山も見え、すばらしくよく映し出されています。これからも市民に親しまれる庁舎となることを期待するところであります。

そこで、本庁舎の設備の状況についてお尋ねいたします。

まず、市役所の駐車場についてですが、スロープ部分に融雪システムが導入されていますが、どのような仕組みが、システムを採用し、導入したのか。融雪設備は舗装表面には水が流れていません。舗装の下はどのような工法で施工されているのかをお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤 剛議員、（2）もお願いします。

○15番（齋藤 剛議員） じゃあ、次の質問に入ります。

太陽光発電による装置がなされていると思いますが、旧発電装置は旧車庫全面にありましたが、現在の装置は見当たりませんが、屋上に設置してあると聞いています。旧装置と比べて、現発電能力が大きいのか、それとも同等程度なのかお知らせください。

先日、2階の受付の後方に表示板があると言われ、初めて知りましたが、市民の皆さんはほとんど分からないと思います。また、市職員も知らない人が多いと思います。本庁舎の使用料をカバーできるのか。1階にキュービクルがありますが、使用したほかに蓄電できるのか。災害時に何日ぐらいの電気が利用できるのかお知らせください。

また、冬期間の融雪時にポンプで地下水を回すと思いますが、何台のポンプが利用できるのかお知らせ願います。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 齋藤 剛議員御質問のうち、私からは、本庁舎の融雪設備の概要についてお答えをいたします。

本庁舎の設備の特徴の一つとして、空調の熱源や融雪設備に井戸水を利用しております。

最初に、井戸の概要についてであります。井戸は直径25センチ、深さ300メートルのものを東側駐車場に6本掘削し、3本からくみ上げ、残りの3本に還元する利用形態を採用し、周辺環境や地盤沈下にも配慮した計画となっております。

次に、井戸水の利用順序についてであります。約20度でくみ上げられた井戸水は、空調の熱源として利用された後、融雪設備に使用され、還元用の井戸へ返る仕組みとなっております。

融雪設備の範囲は、東側駐車場の一部とスロープ部分のほか、今年度整備をするふらっと広場の歩道部分に設置を計画しており、工事完成後は約2,900平方メートルとなります。

このほかの御質問については、財政部長から答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） 私からは、市役所本庁舎の太陽光発電パネルの御質問についてお答えをいたします。

市役所本庁舎の太陽光パネルは、Z E B補助金の補助要件となっていたこと、また、災害等により電力会社からの電力供給が停止した際にも、災害対策本部の運営や、本庁舎へ避難される方が電気を使用できるよう設備を設けたものでございます。

旧本庁舎車庫の太陽光パネルは、平成14年度に設置されたものであり、その大きさ・表面積は240平方メートル、発電容量は30キロワットでありました。

これに対し、現在の本庁舎屋上に設置している太陽光パネルは、表面積130平方メートル、発電容量は25キロワットの仕様となっております。

次に、太陽光パネルにより発電された電力量について申し上げますと、夏場で比較しますと、旧庁舎が1か月約3,000キロワットアワー、これに対し、現在の本庁舎は1か月当たり3,700キロワットアワーの電力を発電しており、太陽光パネルの面積当たりの発電量から見て、性能は向上しております。

それから、災害時の御質問がございまして、蓄電池、太陽光パネルによる災害時の対応でございますけれども、各階に、1階のアヴェッサとかですね、そちらのほうに太陽光から取れる電源、コンセントとかを設置してございます。それは災害対策本部であったり、各場所にですね、後日でも見ていただきたいのですが、緑のコンセントが設置されてございます。それがいわゆる太陽光から発電された電源が、そちらのほうに供給されるということでございます。

齋藤 剛議員のほうから、災害時にどれくらいそれは供給されるんだという趣旨の御質問がございましたが、太陽光から発電されるわけですので、太陽の光がありさえすれば、あとはちょっと蓄電池の容量とかちょっとあれですけども、一定の期間は対応できるものというふうに認識をしております。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 私から、舗装下の融雪設備についてお答えします。

本庁舎では、舗装下にパイプを埋設し、融雪する無散水融雪を採用しています。

舗装構成としては、アスファルト舗装3センチ、コンクリート舗装20センチ、砕石路盤が34センチの構成となっております。

また、井戸水を循環させるための放熱管は、直径15ミリメートルで耐久性に優れた配管用炭素鋼管にメッキ処理をしたものを使用しています。

放熱管は、融雪効率をよくするため20センチ間隔で配置され、工場で作られたユニットを現場で溶接金網に固定し、コンクリートを打設しております。

このほか、車道や歩道の端部に点検用バルブを設置しており、設備に異常が発生した際は、容易に確認できる構造としております。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤 剛議員。

○15番（齋藤 剛議員） 非常に融雪に関しても、昔のと言えど何だけれども、例えば昔の平賀病院、昔の旧庁舎等、水流して融雪していましたよね。平賀病院等では、冷えたときに水止めて、朝まになって水止めて、アイスバーンになって、結構そのまま入院するにいいんだんで平賀病院行った人はいるけれども、骨折が非常に多かったです。役所でも滑るときもありました。昔の役所の玄関ね。そういうこともありましたけれども。

今回は、非常に水も流れていないし、凍るという心配もないし、どういう形式でやったのかなって。地中の中へ、34センチの下に、コンクリートの中にパイプを入れて、そして水流して、その水が表面に出ないから冷えることもないし、そのまま20度の温度でまた地下へ入っていくというようなシステムですので、目詰まりするときは、これ10年も20年もかかりますけれども、きれいなそのままの水使われておりますので、非常によいことだと思っています。今パイプを直接敷くんじゃなくて、パネルになって敷いていくようなシステムもありますので、どっちを使用したのかなと思っていたんですけども、13センチのパイプを使っているんだら、25センチの、普通インチと言いますけれども、インチのパイプで送っていれば余裕あるのでよいかと思っています。

それに、降雪時でも冬でも、何ちゅうのかな、傾斜強くして太陽光で発電できるような、今は仕組みしているのかなって思うんだけど、昔の我々、4階、5階から見て、発電パネルを見ますと、すごく立って、除雪する必要ないなってするほど、冬でも天気

よければ発電起きていますけれども、今、天井を私どもまた見ていませんけれども、例えば足高くて直列になっているのか、それとも、今の発電パネルは裏面も発電できるシステムにもなっていますので、非常にいいものを使ったのかなとは思いますが。屋根雪下ろしてすのかな、そのパネルから雪下ろすという、職員がむったど行かねばまいねとかということはないでしょう。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 太陽光パネルの冬場の管理でありますけれども、昨シーズン、ワンシーズン経験しましたけれども、雪については、ほぼ積もることはございません。積もったとしても、その日のうちに解けるような具合で。なおかつ屋上のところについては、風の影響もあって、雪が飛ばされてしまうと。ですので、積もる量自体が少ないということから、わざわざその面を、雪を寄せるという作業は必要ございませんでしたし、積もっているという状況も見受けられませんでした。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤 剛議員。

○15番（齋藤 剛議員） 非常に、今は高性能になって、また、設置する人もみんな雪降るといことも考えて設置したかと思しますので、非常にいいと思います。

そして、ポンプは3台で融雪に回しているとありましたけれども、その3台は、こめえこと分からねば返事しなくてもいいけれども、何ぼのポンプで、25センチのポンプを3本回すのか、ポンプを3か所回して、それを3本にしているのか、ちょっと分かっていたら教えてください。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 井戸のポンプの件ですけれども、先ほど市長のほうからも答弁ありましたけれども、ポンプのインチが、ちょっと私、今、資料持っていませんでしたけれども、このケーシング自体が25センチです。これが300メートルの深さであると。それで、これらの井戸については、おのおのから機械室のほうに入ってくるようになってございます。おのおのまた3本からくみ上げて、3本に返してやると。その6本ということになります。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤 剛議員。

○15番（齋藤 剛議員） ちなみに役所で、今の現庁舎、前の役所から見れば大分電気も使っていると思いますけれども、またそのほかいろいろな形で、コンピューターだとかいろいろな形で電気は使われていると思いますけれども、太陽光発電のパネルで25キロワット、それで分かっていたらで結構ですけれども、この庁舎内で間に合っているもんですか。今年みたいに28日、30日、真夏日が続いていても、結構発電はしていると思うけれども、それ以上に電気使っていると思うんだけど、普通、簡単に、あまり難しくしゃべれば、おらも分かんねはんでだけれども、庁舎使っているうちの何分の1ぐらいは、太陽光仕事していますよって分かりますか。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） 太陽光発電による発電量で、本庁舎の電気使用量を賄っているのかと、どの程度賄えているかという御質問でございます。

本庁舎の1か月当たりの電力使用量は、4万から6万キロワットアワーとなっており、先ほど申しあげましたように、太陽光発電による1か月当たりの発電量が約3,700キロワ

ットアワーでございますので、本庁舎の電気使用量の1割程度は、この太陽光発電による電力で賄っているというところでございます。

**○議長（石田隆芳議員）** 15番、齋藤 剛議員の一般質問は終了しました。

第4席、16番、齋藤律子議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（齋藤律子議員、質問席へ移動）

**○議長（石田隆芳議員）** 齋藤律子議員の一般質問を許可します。

**○16番（齋藤律子議員）** ただいま議長より一般質問の許可がありました、16番、日本共産党の齋藤律子です。今回の一般質問は4項目の質問をします。

まず最初の質問は、平川市自主防災組織についてお尋ねをします。

質問に入る前に、令和5年度当初予算の9款消防費1項消防費4目災害対策費18節自主防災組織育成事業補助金に268万9,000円が計上されています。その内訳を聞きますと、自主防災組織結成分が91万4,000円、自主防災組織の活動支援に関わる分が177万5,000円というふうになっています。

それでは、91万4,000円が計上されている（1）自主防災組織育成事業についてお尋ねをいたします。

いつ、どこで発生するか分からない災害、災害が多い昨今、いざというときに地域住民の安全・安心を守るために、自主防災組織の活躍に期待が高まっています。そのために、平川市全域に自主防災組織の設立を促進する必要があると考えています。

しかし、自主防災組織が未設立の町会があると聞いています。計上されている91万4,000円は、結成のための予算となっています。このままでいくと不用額になる可能性が十分です。未設立の町会に対しては、財政的な支援だけでなく、自主防災の意義、防災意識の向上など、設立に向けた積極的な市からのアプローチが必要ではないかと思っています。

未設立の町会の状況と、平川市の自主防災組織の活動状況をお知らせください。そこから問題が見えてくるものと思っています。市長、答弁をお願いします。

次に、177万5,000円が計上されている（2）自主防災組織活動支援についてお尋ねをいたします。

令和5年4月より、自主防災組織の活動支援として、平川市は補助事業を開始しています。補助対象となる経費に、長期保存できる備蓄食料や災害時用テント、リヤカー、簡易ベッド、トランシーバー、土のう袋、土のう作成用の山砂、投光器、救急セット、防災資機材の修繕に関わる費用、それから研修会に要する講師謝礼金など、多様となっています。

せっかくの活動支援の補助金です。防災意識向上のために、多くの人に参加してもらうにはどうしたらよいか、これを考える必要があると思っています。近隣の町会合同で研修を開催してもらったり、女性や子供、若い人たちが参加しやすい訓練内容を考えるなど、自主防災活動に支援を強めるために、市がもっと積極的に関わりを持ち、活動を手助けすることが必要ではないでしょうか。

今年度の活動支援補助金の申請期限は令和5年6月30日となっています。もう過ぎておりますが、申請した団体数についてお知らせください。

また、自主防災組織の活動を活性化させるために、市民に防災についての働きかけをする必要があると思っています。どのようにあるべきか、市は何を考えているのか、支援に対しての市の見解をお聞かせください。市長、答弁をお願いいたします。

**○議長（石田隆芳議員）** 市長、答弁願います。

**○市長（長尾忠行）** 齋藤律子議員御質問のうち、私からは、自主防災組織の未設立の町会数、自主防災組織の活動状況、未設立町会への今後のアプローチについてお答えをいたします。

まず初めに、自主防災組織未設立の町会が幾つあるのかという御質問についてですが、現在、4町会が未設立となっており、平賀地域の向野、藤野、石郷、碓ヶ関地域の湯ノ沢となります。

次に、自主防災組織の活動状況であります。各自主防災組織において、情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、住民避難誘導訓練、防災に関する話合い、炊き出し訓練など、様々な訓練を行っております。さらには、訓練のほか、地域内の防災巡視やまち歩き、防災に関する瓦版・広報物の作成、配布などの活動状況となっております。

未設立町会へは、これまでも自主防災組織結成に向け、協議を重ねてまいりましたが、結成に至っていないのが実情でございます。

市といたしましては、結成に向けて何が課題となっているのか洗い出しを行い、未設立解消に向けて取り組んでまいります。

このほかの御質問に関しましては、総務部長から答弁させます。

**○議長（石田隆芳議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** 私からは、今年度、活動支援補助金を申請した団体数と、自主防災組織の活動を活性化させる積極的な取組についてお答えいたします。

まず、活動支援補助金の申請団体数についてですが、51団体中9団体が申請しております。

次に、自主防災組織の活動を活発化させる積極的な取組についてですが、活動支援補助金は、自主防災組織の防災意識の向上を目的として、地区防災訓練や防災活動に必要な資機材等の購入を支援するため、今年度、制度化したものであります。今後、未申請の団体に聞き取りし、申請団体数の改善に努めてまいりたいと考えております。

また、市では自主防災会より依頼があれば研修会を開催しております。

なお、今年度は西地区において、6町会合同の防災訓練を実施した際に、自主防災組織から50名、職員が7名が参加し、避難所運営や段ボールベッドの作成、担架搬送訓練、平川消防署員によるAED操作説明、防災クイズなどを行っております。なお、参加者には、女性や若い方も参加しておりました。

今後も市職員が、団体の活動活性化に向けて引き続き関与してまいりますので、自主防災組織に対し、改めて周知してまいります。

**○議長（石田隆芳議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** まず、それでは（1）から。未設立の理由、これから聞くようなことでありますが、この自主防災組織の要綱ができてから10年はたっていると思います。そういうことで、まだできていないところが4か所あるということで。湯ノ沢はまたこれはいろいろ問題を抱えていますから、そういかないんですが、結構大きな町会

もあるわけです。町会の役員がこれを全部やるとすれば、また大変なことなので、そういう話も聞いていますが、何か工夫をして、それぞれ防災に興味のある人がやっぱり参加できるように、市のほうではこれから理由を聞くということですが、働きかけてほしい。

私が数人知り合いに聞いてみましたところ、平川市はそんな災害がないと。自分の住んでいるところは、あんまり大きい川もないし、災害はちょっと何か遠い存在のようなことを言っていました。今は大きな川がなくても、浸水を大雨が降ればする時代です。やっぱりそういうことから、もう少し創意工夫をして、ぜひ全町会がこの自主防災組織を設立するようにお願いをしたいと思います。

まず、これがこのままいくと不用額になる可能性あるわけですね。前回は、この91万7,000円を計上しておりますので、これがいつも計上しても使われない、これはやっぱり問題ではないかと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） ただいまの御質問、ごもっともなんですけれども、毎年予算計上しても使われない、これ非常に議員さんからお叱りを受ける部分でございます。

ただですね、私どもも未組織の町会には積極的に、何か事あるごとにアプローチして、何とかして自主防災組織を組織してもらえないかということはアプローチしております。

やはりいろいろな問題、これからまた御質問されると思うんですけれども、問題はあつても、まずは予算のところについては、一旦予算化しておかないと、一旦設立するというふうな段階のときに、また補正予算を上げてというふうな部分で対応していかなければならないことから、先が見通せないような状態でも、4つの町会が自主防災組織が設立できるよう予算化しており、結果的に組織できなかったのが不用額というふうな形になってございますので、何とか御理解をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 令和5年度は3月までであるわけですから、ぜひこの残りの期間で、1町会でも設立できるように頑張ってもらいたいと思います。

それでは、(2)に参ります。

(2)は、まず51団体の中で9団体が申請をしたということです。これは金額的にはどのくらいの額になるのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 御質問にお答えいたします。

活動支援の補助金について、9団体の申請で40万1,000円となります。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 177万余の予算ですので、これは6月30日に申請が締め切られておりますので、今年度は9団体ということになります。

西地区の6町会では盛大に訓練が行われたようでありますが、やはり市のほうでも積極的に働きかけをして、やっぱり市民の防災意識の高まりが、やっぱりこういうところにも参加してくると思います。

私はひとつ周りを見ていますが、訓練などもマンネリ化したものがちょっとあるんじゃないかなと。そこで、そういうのを分析しまして、市がやっぱり危機管理の係が、そ

こへ働きかけをして、別なやっぱり訓練とか、そういうのもちゃんと市側からアプローチしていく、そういう取組も必要ではないかと思いますが、これもやっぱり今後積極的な市のほうのということをお願いしたいと思っています。

それで、この金額は先ほど聞きましたが、どういうものに対して一番の要望があったのか、分かっていたらお知らせください。

**○議長（石田隆芳議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** 9団体の活動補助金に関して、その購入したものという解釈でよろしいでしょうか。

まずは消耗品関係、先ほど言いましたように備蓄の食糧とかですね、そこら辺もあります。それから毛布、リヤカーとか猫車、それから折り畳みの椅子や携帯用のトイレ、テントやベッド、先般、防災訓練のときに展示した部分も含まれておりますけれども、のような形のもです。それから土のう袋、あとはトランシーバーとか救急セットになっております。

**○議長（石田隆芳議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** もっと数が増えて、やっぱりこういうものを町会で、自主防災組織で整備していけたらと思っております。それぞれ、私たちも頑張らなければいけないんですが、市のほうでは積極的なアプローチをお願いしたいと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。2番目の質問は、市営合葬墓の整備についてお尋ねをします。

樹木葬や永代供養、墓じまい、最近とても聞く言葉です。人口減少や家族形態の変化により、市民のお墓に対する価値観は大きく変化しています。地元にお墓を管理する人がいなくなったり、この先お墓の管理ができなくなることを心配する声が、市民の皆さんから数多く上がるようになっていきます。今年の8月のお盆も、お参りのないお墓が随分見受けられました。

近年、複数の遺骨を埋蔵して管理する合葬墓を整備する自治体が県内でも増えており、市民からも合葬墓の整備を要望する声が多く聞かれるようになってきました。市営の合葬墓の整備が平川市でも必要な時期に来ているものと思っております。

合葬墓の整備についてどのような考えであるのか、市長、答弁をお願いいたします。

**○議長（石田隆芳議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 齋藤律子議員御指摘のとおり、近年、都市部では、お墓の用地不足などから、地方では用地があるが跡継ぎがない、お墓を管理する人がいないなどの理由から、全国的に自治体が整備する合葬墓が増えていると推測されます。

現在、県内10市の中で合葬墓を設置している自治体は3か所、着手している自治体は3か所となっております。

齋藤律子議員御指摘のとおり、長期的な維持管理等で子孫に負担をかけたくないという思いをはじめ、様々な理由から新しいお墓の在り方が求められています。

当市においても、まちづくり懇談会や3月の工藤秀一議員の一般質問の中でも話題となっており、合葬墓のニーズが高まっているものと認識をしております。

市としては、経済的に既存のお墓に入ることができない方や身寄りがいない方などを対象とした、セーフティーネットの意味合いを重視して整備することにより、お墓の無縁



化問題の減少につながると予想されるため、今後、関係者との協議やアンケート調査の実施を考えております。

**○議長（石田隆芳議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** 今後、市民のニーズも高まっているから、アンケート調査などをしてまとめ上げようとしている平川市の姿勢をお聞きしました。ぜひ、やっぱり早い時期に合葬墓の建立をしていただきたいと思っています。その地域にもよるのですが、無縁仏のような、新館の公営墓地にもありますね、そこにやっぱりいろいろお供えをしていって、もう熊が出てくるのではないかと思われるくらい食べ物が行ってみると散乱している、そういうのを見かけたときもあります。ぜひマナーを守ってもらうのと同時に、やっぱりこういう寂しいお墓がないように、市でも早く合葬墓の建立をしていただきたいと思っています。

それでは、3番目の質問に移ります。3番目の質問は、マイナンバーカードの問題点についてお尋ねをします。

(1) マイナンバーカードの安全性の見解について質問をします。

平川市では、国民健康保険証の一斉更新に当たり、新しい健康保険証とともにマイナンバーカードに関するチラシを送付し、健康保険証との一体化を呼びかけています。マイナンバーカードを健康保険証としてぜひお使いください、マイナンバーカードは安全です、このようなチラシです。

しかし、全国的には、マイナンバーに他人の個人情報がひもづけされたり、本人以外の公金受取口座が誤登録されるなどのトラブルが続いており、平川市でもそうした不安に対し返納された方もいると伺っています。個人情報保護の面からの安全性が疑問視されており、市民からも本当に大丈夫なのと不安の声が上がっています。

社会問題になっているマイナンバーカード。安全性に対する市の見解をお尋ねしたいと思います。市長、答弁をお願いいたします。

(2) 番、マイナンバーカードの健康保険証利用についてお尋ねします。

マイナンバーカードと一体化した健康保険証、いわゆるマイナ保険証への切替え、利用が全国的に推進されています。

従来の保険証は、令和6年の秋以降は新規の発行を行わないこととして、それまでに完全な一本化を目指すこととされているようです。しかし、一部の健康保険組合で、他人の情報にひもつけされていたなどのトラブルが報道されており、市民のマイナ保険証に対する不安感は強く、国の示す期限までの一本化は本当にできるのだろうか心配しています。市民の皆さんからの紙の保険証、従来の保険証のことですが、そのほうがよい、このような声もたくさん上がっています。

市民が医療保険制度を安心して利用するためには、令和6年秋以降も従来の保険証の交付を継続すべきだと願っています。これに対して、市が運営する国民健康保険における見解を伺いたいと思います。また、国にもこの従来の保険証、紙の保険証と言われていますが、この存続をするように働きかけてほしいことも併せてお願いをいたします。市長、答弁をお願いします。

**○議長（石田隆芳議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 齋藤律子議員御質問のマイナンバーカードの問題点につきまして

は、各担当部長から答弁をさせます。

**○議長（石田隆芳議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** 私からは、マイナンバーカードの安全性に対する市の見解についてお答えいたします。

マイナンバーカードにつきましては、国では次の3点により安全性を周知しております。

1点目として、マイナンバーカードは顔写真入りのため、対面での悪用が困難であり、本人以外が使用できないことであります。

2点目として、税や年金などの個人情報は格納されておらず、大切な個人情報が入っていないことであります。

3点目として、マイナンバーカードをオンラインで使用するためには、暗証番号が必要となり、不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れる仕組みとなっており、万全のセキュリティー対策が取られていることであります。また、紛失・盗難した場合であっても、24時間365日体制で停止が可能です。

このことから、マイナンバーカードの安全性は高いものと考えております。

**○議長（石田隆芳議員）** 財政部長。

**○財政部長（對馬一俊）** 私からは、マイナンバーカードの健康保険証利用についての御質問にお答えをいたします。

国では、令和6年秋までのマイナ保険証への切替えを前提として、従来の保険証に代わり、原則としてマイナンバーカードで保険資格を確認する旨の法律改正を行っております。

保険証の取扱いは、このように法律に基づいて行うものでございますので、齋藤律子議員御指摘のように、市独自で従来の保険証の交付を継続することはできないものと考えております。

また、齋藤律子議員御懸念のマイナ保険証の安全性という点では、当市の電算システム内にあります、このマイナ保険証の運用のベースとなるのが住民基本台帳、それから国保資格台帳でございまして、これがそれぞれ連携しておりますので、マイナンバーに別人の資格情報がひもづくことはない認識をしております。

それから、齋藤律子議員のほうからマイナ保険証の継続について国に声を上げてはどうかという御質問がございましたが、今回、従来の紙の保険証に代わるものとして、例えばマイナ保険証、登録されない方に対しては、資格確認書なるものが交付、配付される、これプッシュ型で送りなさいということでございますので、この運用が適切に行われるのであれば、こういった従来の紙の保険証の運用は必要ないものと考えておりまして、現時点では国の方針に即して準備を進めるべきと考えてございます。

**○議長（石田隆芳議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** まずこれは国の法律で行われておりますので、それは市としては独自にはできない。ただ、市民の皆さんがたくさん不安に思っていますので聞いてみました。

まず、来年の秋までに、報道ではなかなか正常に戻らないでしょうと、作業が遅れるでしょうということもありますが、これ遅れたらどうなりますか。その後は、自治体は

国に従ってやるべきなんでしょうけれども、そこでどうなるかはちょっと、市民の皆さんの混乱している声を聞けば、まず7月31日までは従来の保険証が、今渡された8月1日からの保険証が終わるわけですね。そしてまた8月、秋ですから、8月1日からまた今の従来の保険証が、これまた市では発行するわけでしょう。それはどうですか。マイナカードを持っていないければそれで受診するというふうになるわけでしょう。そこをまずはお答えください。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） 来年のマイナ保険証の本格稼働以降のマイナカードを持たない、持たれていない方、失礼しました。国のスケジュール上が間に合わない場合の御質問ということで。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） まず従来の保険証は、今部長がおっしゃったこともいろいろ聞きたいんですが、手始めに、7月31日までですね、8月1日から紙保険証と言われる従来の保険証の使える期間が。ですから、市のほうでは、秋からは一斉にマイナカードでやるということなんですが、市でない、国のほうではね。だけれども、8月1日から使う保険証は発行するわけでしょう。それを聞いているんです。市で発行するわけですよ。いかがですか。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） 秋以降のマイナ保険証前に、再度、当市の紙ベースの保険証、期限が来ますので、その際は更新ということで交付します。その交付期間、期限もですね、従来1年間でございますので、その交付された従来の紙の保険証は、その期間内は有効に使えるということで御理解いただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 1年間の期間ですから、来年の8月1日からの保険証は、その後1年間使えると。しかし秋には、まず国はマイナカードに切り替えると言っているわけですね。するとそこで、それは使えるけれども、ここで資格確認証、これが出てくるわけですが、じゃあ部長がおっしゃったように、持っていない人は、マイナカードまだ持っていない人は、秋以降、資格確認書と従来の保険証で使うということになりますか。お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） まず従来の紙の保険証、これは当然有効期間内までに使えるものということでございまして、あとは国のほうで方針が出された資格確認書の取扱い、二重に2つ必要なのか、それともそれぞれ1個でいいのかということにつきましては、詳細なところについてはまだ国のほうから示されておりませんので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） まだ示されていないということですが、資格確認書というのは、ただそれだけの目的のものであって、これイコール保険証なのですか。保険証ではない、資格確認書では医療に受診できないんじゃないですか。そこをはっきりお願いします。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） この資格確認書とはですね、いわゆるマイナカードを持たない人、また、カードを持っていても保険証にひもづけされない方、こちらの方々に対応するために、申請はしなくてもプッシュ型で、いわゆる全市民のほうに交付をするもの、いわゆる従来の保険証に代わるものでございますので、これをもって医療機関では受診できるというふうに御理解をいただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 資格確認書は、あくまでもこれ医療保険証ではないわけですね。ですから、もうそうなればですね、従来の保険証と資格確認書、2枚持ち歩かなければならないことにはなりはしないですか。

それから、先ほど市のほうでは、顔写真が入っているから本人以外は使えないとか、年金とか税の情報は格納されていないから大丈夫なんだと。それから、オンラインなんかで暗証番号が必要だから、そうでない場合はICチップが壊れると。本当に安全だと言ってるんですが、今、部長の答弁で、マイナカードでひもづけされていない人、ここにもう問題があるわけですね。その方は資格確認書を使うんだということで、そういうことをやっぱり市民の人たちが安全でない、いろいろどうなるんだろうとこう言っているんです。実際こういうことが起きているから、ひもづけされていない、よそのあれにひもづけされている。市はこういう観点から、3つの観点から安全だと言っているけれども、市民の皆さんからは、実際そういうことは、協会けんぽのほうで40万人ひもづけされていないというのがニュースになっていて、そして医療機関に行ったら、もう全然出てこない、情報がね。そういうこともあるわけです。

ですから、このひもづけされていない、これがやっぱりちゃんと解消されないといけないんですけども、市がお手紙、配ったチラシには、もう本当に安全なことばかり、大丈夫だよということを書いているわけです。

じゃあ、このひもづけされない人はどうしたらいいですか、部長。お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） マイナンバーカードに保険証がひもづけされていない方、どうするのかという御質問でございますが、繰り返しになりますが、従来の紙の保険証、有効期間内で使えるもの、これか、または先ほど来から申し上げている資格確認書です。要はマイナンバーカード持たない方、それからひもづけを希望されない方のために、受診できるように、国はこの資格確認書を、いわゆるプッシュ式で交付しなさいということでございますので、それをもって受診できるものと御理解いただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） そうすると、持っているマイナカードがひもづけされていない、それで、カードでは医療が受けられない。そうした場合に、今の部長だと、カードを持って、資格確認書を持って、従来の保険証、3つ持たなきゃいけないんですよ。何もこれは便利でも何でもないので。こういうことがやっぱり解決されないと、もう煩雑になるし、3つ持ち歩かなきゃいけないんですよ。そういうことになってくるんです。ですから、やっぱり私は国に対して、自治体から市民の声を拾い上げて、意見を言ってくださいと思うわけですが、いかがでしょうか。

2枚持つケースもあれば、3枚持たなきゃいけないケースが、今、部長の答弁から想定されましたので。ひょっとしたら4枚持たなければいけない場合も出てくるかと思えます。いかがでしょうか。

**○議長（石田隆芳議員）** 財政部長。

**○財政部長（對馬一俊）** ちょっと言葉が足りなかったかもしれませんが、来年以降については、齋藤律子議員御指摘のとおり、3枚全てではなくてですね、来年、当市のほうから発行される紙の保険証、期間内、これがあれば受診できるわけです。このときに、マイナンバーカードとか資格確認書、そちらを持ち歩くことはないです。もしくは、あとは先ほど来申し上げている資格確認書です。があれば、受診できるということの説明を申し上げております。

**○議長（石田隆芳議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** ちょっとまた混乱をするわけですが、マイナカードを持っていなくても受診できますね。従来の紙の保険証、それと資格確認証、2枚持たなきゃいけないんです。

しかし、もう既にマイナカードで受診する人は初診料も再診料も安くなっているんですよ。こういう差別というか、差をつけられています。そういうことで、マイナンバーカード持たなくてもよい、この紙の保険証と資格証明書ということで、部長の答弁であればですね。これはもうカードを作らないで、このままだけれども、初診料やそれに差別を受けるということにもなって、任意という形で出発したものが、ここでもうポイントのこともあります。みんなもう強制的に必ず作ってくださいみたいになっているわけですね。作らない場合は差別もあると、こういうことになるわけですから。

もうとにかく、市がきちんとそこを市民に伝えられるかどうか。今の答弁だと随分迷ってしまうわけです。ですから、そこら辺もう少し整理をしてですね、やっぱりこういう問題が発生しないように、国に対してもやっぱり自治体として言うべきではないかと。

また、返納された方もあるということですが、それはどんな理由によるものですか。

**○議長（石田隆芳議員）** 市民課長。

**○市民課長（長尾陽子）** マイナンバーカードの返納者についての返納の理由でございますけれども、例年、自主返納につきましては、1件、2件程度はございます。ただ、今年度は、やはり6月からのマイナンバー関係のトラブルが続いていたことから、今年度8件ございます。

その主な理由としましては、やはり全国的にマイナンバー関係のトラブルが続いていることで、不安であるといった形が主な要因となっております。

**○議長（石田隆芳議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** このことは、国の方針がちょっとやっぱりはっきりしない、このことに尽きると思いますが、やっぱり市民の皆さんにも、やっぱり一番医療というのは身近なものですから、それに対して、どういうふうになるのか、そこら辺も具体的に教えていただきたいなど、これから。

この問題は、これから議論を続けても解決することがありませんので、これで終わりますが、ぜひ市民の皆さんがはっきりと判断できるように、やっぱり広報をお願いしたいと思えます。

それでは、最後、4番目の質問に移ります。4番目は、中学生の校則について質問をします。

(1) 服装や髪型についてお尋ねをします。

校則とは何ぞや。ウィキペディアによりますと、学校内部における規則のうち、特に在学生自身に関わる定めのことである。児童規則、生徒規則、学生規則などとは異なり、各学校の事情に委ねられ、形式や効力は各学校によって異なっている。また、教師の裁量や校長の指針によって異なると記されています。

校則とは生徒の生活を規制するためのものであるのか。学校運営を整然と行うためにつくられた道具であるのか。校則はどのような教育的意味を持つのか。深掘りすると様々な問題にぶつかります。

令和5年の1月、学校は冬休み期間でしたが、改選前の教育民生常任委員会は、市内の小・中学校の学校訪問を行いました。丸刈りやツブブロック、女子生徒のTシャツの色、白や黒、また、ズボンの着用、髪の長さ、スカート丈など、訪問の主要なテーマではなかったにしろ、いつの時代も変わらぬテーマが潜んでいました。

暑い夏、男女とも、もっと涼しい服装が必要ではないか。暑い夏、ツブブロックは最も利にかなった髪型ではないかなどと、私自身も思っています。

ジェンダー平等社会が叫ばれている時代、これは駄目、これはよしと決められた時代に生きた世代としては、髪型や服装は自ら主体的に決められたら理想ではないかと思っている次第です。

様々述べましたが、こうした髪型や服装について、教育委員会はどのような見解を持っているのか。教育長、答弁をお願いいたします。

**○議長（石田隆芳議員）** 教育長。

**○教育長（須々田孝聖）** 中学生の校則についてお答えします。

まず、校則とは、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもので、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものです。

現在、平川市内の中学校では、服装に関して、登校時や式典時は制服を着用することを原則としており、男子が学生服、女子がセーラー服となっております。ただし、女子がスラックスをはくこと、男子がスカートをはくことを、どの学校も基本的に認めていく方向ですが、実際に要望はございません。

また、夏場は熱中症対策の観点から、登校時からTシャツ、ハーフパンツで1日過ごすことを許可しております。

髪型については、受験、それから校外へ出かけても通用する身なりにするとしており、主観で髪型の見た目に温度差が出ないように、子供たちにこの観点で考えさせるようにしています。

教育委員会としては、各校の校長先生の判断を尊重しながらも、長い間校則の見直しが行われていないような場合には、校内で検討する機会を設けるように提案したいと考えております。

**○議長（石田隆芳議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** 今の教育長の答弁にもありましたように、見た目に温度差が出ないように、これ難しいことですね。そして、最終的には校長先生の判断による。先ほどの質問のとき述べましたが、やはり学校運営というものは、教師の裁量や校長の指針によって異なると述べましたが、最終的にはそういうことになるんだろうと思います。この見た目に温度差が出ないように、これとっても難しいと思うんです。

これの、私たちの時代は、お下げ髪、おかつぱ、髪も肩までとか、みんなこれがいい髪型で、これは駄目ですよ、みんなこういうふうに絵を描いたものを並べられて、そして駄目なもの、いいものを、もう初めから厳しく決められていた時代です。それに沿って、男子もそうですが、丸刈りがほとんどで。そういう中に育った者として、今までの歴史を見ますと、ちょんまげ結っていた時代もあるし、今でも結っている方はいます。これって本当に決められていいんだろうかと、こういうふうに思うわけです。

今ジェンダーレスとか言われていますが、このスラックスをはく、スカートをはく、これも認めていくということですが、なかなかない。でも、女子のスラックスは、私は認めてもいいのでは。認めてというか、はきたいと思っている人も、学校訪問の中では校長先生がお話をしていました。それから、ツブブロックでもいいという校長先生もおりました。

そういうことで、それをやっぱり校長の裁量とかそういう指針によるもんだと言われても、それをやっぱり教育委員会がこういう形で答弁すると、やっぱり1人だけ、私のところはツブブロックいいですよとか、なかなか言えないものだと思うんですね。それ服装というのもまた大事なものではありませんね、いろいろと、見た目というか、見た目というのがその人の主観とか、それから好き嫌いとかいろいろ混じってくるので難しいものがありますが、この見た目、これでいくと、この温度差というのも、これ難しいんですが、この兼ね合いはどういうふうに、教育長考えていますか。まずはお聞かせください。

**○議長（石田隆芳議員）** 教育長。

**○教育長（須々田孝聖）** 主観で髪型の見た目というのと、どういうことかというのと、この先生がツブブロックいいんじゃないの、この先生は、いやあれ今はやりで駄目でしよう。それが、どの先生から見ても、例えばですよ、どの先生から見ても、これはいいんじゃないのっていったときに、主観によるんですけれども、誰もがいいんじゃないのと、オーケーですよ。そういうふうにだんだん狭まって行って、じゃあうちはこうしましょう。例えば、市内のある中学校はツブブロック駄目ですって。それから、ほかの中学校はツブブロックはオーケーです。ですから、そのときも決める段階に、どういう話し合いがなされたのかは分かりませんが、生徒の話聞いたのかも分かりません。それから保護者の意見を聞いたのかも分かりません。あるいは、何も聞かないで、校長先生が判断したのかもしれませんが、そういうふうに、例えば受験したときに面接で、あなたその髪型いいんですか、女生徒に対して、どこに出てもその髪型いいんですか、そういう観点から、学校では恐らくだんだんだんだん校則を煮詰めて行って、というふうにして出来上がっていったものだと私は思っていますので、主観で髪型の見た目に温度差が、それこそ出ないようにしていったもの、行って校則になっていたのではないかと推察いたします。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 時間もあと5分ちょっとです。なかなかこれは難しいんですが、やはり時代とともにこの服装、変わっています。時の権力が好む服装もいろいろあるでしょう。このスカートをはくの、男子に今認めたとしても、はく男子はいるかな。イギリスの衛生兵ですか、今もスカートはいて行進したりしていますよね。でも、スカートをはくヨーロッパの歴史なんか見ると、スカートを男子ははいていたんです。今、スカートを禁止する法律は世界にはありません。けども、女性がスカートをはく、このことを義務づけられていった。そこでは、フランスなんかは、つい最近です。スカートでなくてもいいよということになったのは。そういうこともあるんです。

ですから、何ていうんでしょうか、みんなが一斉にやればやるんでしょうけれども、やっぱり一つの学校が判断をして、ツーブロックにするとか、そうなればまた、これはまた見た目や温度差とか、どこから見てもというかそういうことになっていくんだと思います。私は、ツーブロックはこの暑い夏とか、ツーブロックを見たときに、何と理にかなっているんでしょうと、何でこの髪型もつとはやらなかったのかと、こう思った次第で、何でそれがよくないのかなと、分からないんですが。そういうことをやっぱり社会がですね、それからみんながやっぱりいろいろ学習をしながら破っていかないと、何か変わっていかないなど。そういうふう思うわけです。

ですから、スラックスの問題も、一部の中学校では出ました。スラックスをはきたいとか。そういう声もあるということも聞きました。ですから、ここはやっぱり生徒とも十分に話し合ってますね、やっぱりやりやすいところから。

丸坊主から長髪になるときも、ものすごい労力が、私たちの子供の時代ですが、あったんです。生徒会とかそういうところで、もうみんなで長髪は不良につながるみたいな、こういう風潮があったとき、それをやっぱりみんな破っていく、そういうこともありました。やっぱり子供たちが、そういう破るには、それぞれ子供たち自身もやっぱり主体的で磨かれていかなければいけないけれども、周りの大人がそれをやっぱり励ましていく。禁止するだけは簡単です。だけれども、こういう問題をですね、やっぱりここで止めないで、みんなのところにやっぱり教育委員会としても提起をして、話し合う機会も必要だと思っています。やっぱりどんな意見を持っているのか、今の子供たち、それをやっぱりちゃんと分かるためにも、教育委員会、そういうことにも入って行ってですね、積極的に意見を収集することが必要ではないかと思いますが、あと2分あります。教育長、答弁をお願いします。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 教育委員会が入っていくということは、ある程度は意見言ったりすることはできると思いますが、最後はやはり学校単位でのことになりますので、深入りは、私は禁物かなと思います。

それから、これからそういうのを破っていくということに関しては、これからますます国際化進んでいきます。実際、ベトナムから本市におります生徒、日本語を話せない子、アメリカからのお子もおります。そういうふうに、これからどんどんどんどん国際化進んで行って、外国籍を持った人、籍まではいかないけれども、そうなると、来る人、当たり前前にピアスしてきたり、爪染めたり、髪型どうでも、どうでもって失礼ですけれ



ども、その国からそのまま髪型で来たりすると。それから服装についても、何でこんな  
の着なくちゃいけないのと、そういうギャップ、そういうのを感じる子供がこれからど  
んどん増えていきますので、恐らくそういう場面になったときに、また校則を考える機  
会がたくさん出てくる。それが校則については今、齋藤律子議員がおっしゃったような、  
破っていくと、それに該当するのではないかなと思います。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） その場面になったら考えていくんじゃないかと、やはり日頃か  
ら、今からそういうことをどんどん考えていかないと、この国際的にですね、いろい  
ろな子供たちが入ってくる。もう黒い髪ばかりじゃないんです。ですから、そういうの  
を、そのときになるんじゃないかと、今から、できたらやってほしいなど。これが最後の  
言葉になります。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（石田隆芳議員） 16番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日7日午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後2時30分 散会